

# 綿 ス フ 織物情報

2020年(令和2年) 5月号 Vol. 1850

発行所: 一般財団法人 日本綿スフ機業同交会  
東京都港区西麻布 1-8-7 綿工連会館 2F  
TEL(03)3403-9671 FAX(03)3403-9679  
URL: <http://www.jcwa-net.jp/>

## 主 な 内 容

緊急経済対策成立(2020年度補正予算第1号)／雇用維持等に関して適切な配慮を要請／令和元年度補正予算「事業承継補助金」公募中／令和2年度「中小企業白書」「中小企業・小規模企業施策」／第133回繊維通問題委員会開催／日・RCEP経済連携協定について／特許公開情報 \*「機屋訪問」はコロナ収束まで休みます。

### ●緊急経済対策成立(2020年度補正予算第1号)

4月20日、2020年度補正予算第1号(案)が閣議決定された。これは、7日に閣議決定した案に、国民1人あたり一律10万円の現金給付を盛り込んで組み替えたもの。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急経済対策の事業規模は約117兆1千億円。一般会計補正予算(第1号)の歳出総額は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費として25兆6,914億円。このうち経産省関係の予算額は8兆3,193億円。「緊急経済対策」では中小企業・個人事業主が活用できると思われる施策のうち、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」における施策を盛り込んでいる。この補正予算案は4月27日に国会において審議に入り、30日に成立した。

○経産省2020年度補正予算

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei\\_yosan\\_gaiyo.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_gaiyo.pdf)

#### 経済産業省関係令和2年度補正予算案のポイント

【予算額：8兆3,193億円】

※うち、22億円は内閣官房計上、1兆7,512億円は財務省計上。

##### I. 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発

- 1. マスク・消毒液等の確保/アビガン・人工呼吸器等の確保【117億円】**
  - ・ マスク、アルコール消毒液、アビガン、人工呼吸器等の生産設備導入を補助。
- 2. ウイルス等感染症対策技術の開発【110億円】**
  - ・ 新型コロナウイルスの検出用デバイス及び診断薬の開発のための研究開発や、現場のニーズに対応した機器・システムの開発・実証等を支援。

##### II. 雇用の維持と事業の継続

- 1. 資金繰り対策【3兆7,485億円】**
  - ・ 実質無利子融資を民間金融機関まで拡大。さらに既往債務の借換にも対応。
- 2. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援【2兆4,276億円】**
  - ・ 特に厳しい状況にある中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等に対して、給付金を措置。
  - ・ 中小企業生産性革命推進事業において、感染症の影響を乗り越えるための前向きな投資を行う事業者を対象に、補助率等を引き上げた特別枠を設置。

**Ⅲ. 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復****1. 観光・運輸業、飲食業、イベント等に対する支援【1兆6,794億円】**

- ・観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等を対象に、感染症流行が収束した後の一定期間に限定して、官民一体型の消費喚起キャンペーンを実施。

**2. 地域経済の活性化【25億円】**

- ・地域産品・サービスの磨き上げや、地域へのキャッシュレス導入等を支援。

**Ⅳ. 強靱な経済構造の構築****1. サプライチェーン改革【2,486億円】**

- ・生産拠点の国内回帰等やアジア諸国等への多元化等を支援。

**2. 海外展開企業の事業円滑化【888億円】**

- ・JETROを通じた相談体制や情報発信機能を強化。

**3. リモート化等によるデジタルトランスフォーメーションの加速【1,009億円】**

- ・EdTech（デジタル技術を活用した教育コンテンツ・サービス）の学校等への試験導入支援、遠隔での医師等への健康相談を実施。
- ・越境EC等の非対面・遠隔の事業活動への支援、行政サービスのデジタル化を加速。
- ・非対面・遠隔での活動の基盤として、サイバーセキュリティ対策等を実施。

## ◎「持続化給付金」について

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援策として、4月3日に開催された未来投資会議において議論され決定された。借入れをしても返済の目途が立たないために借入れをできず、事業を継続できなくなるといった厳しい状況にある中堅、中小・小規模事業者に対し、事業を持続することを目的として史上初の給付金措置を創設。

## ○「持続化給付金」のポイント

- ・中小企業に最大200万円の現金給付
- ・個人事業主、フリーランスに最大100万円の現金給付
- ・今年1月から12月のうち、いずれかの月収(売上)が前年同月比で50%以上減った事業者に対し減収分を補填。減収分の12カ月分を国が上限額まで補償する。
- ・件数にして50万から100万件を想定

○経済産業省は5月1日より「持続化給付金」の申請受付を開始した。新型コロナウイルスの感染拡大を考慮し迅速かつ安全に給付を行うため電子申請を原則としている。

持続化給付金事務局 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

なお、電子申請を行うことが困難な方の為に「申請サポート会場」を順次開設する予定。

## ※申請ガイドンス(4月27日付中小企業庁)

中小法人等事業者向け [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_chusho.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_chusho.pdf)

個人事業者向け [https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin\\_kojin.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin_kojin.pdf)

## ※持続化給付金に関する動画(よくある問合せ等わかりやすく説明)

<https://www.youtube.com/watch?v=r2h035U4lcI&feature=youtu.be>

## ※持続化給付金相談窓口

中小企業 金融・給付金相談窓口

受付時間: 平日・休日ともに、9時00分～17時00分

直通番号: 03-3501-1544・0570-783183 (どちらも同じ窓口に繋がる)



## 持続化給付金

令和2年度補正予算案額 **2兆3,176億円**

中小企業庁 総務課  
03-3501-8433

事業の内容	事業イメージ
<p><b>事業目的・概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインバウンドの急減や自粛等の影響などにより、中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等の業況に大きな影響が出ています。</li> <li>● このため、感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。</li> </ul> <p><b>成果目標</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響が大きい者の事業の継続を目指します。</li> </ul> <p><b>条件 (対象者、対象行為、補助率等)</b></p>	<p>● 売上が大きく減少した事業者に対し、法人200万円、個人事業者等100万円を上限に、現金を給付いたします。</p> <p>給付対象者：</p> <p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者</p> <p>給付額：</p> <p>前年の総売上(事業収入)</p> <p>— (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)</p> <p>※上記の算出方法により、法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給</p> <p>※詳細な条件や申請方法等については、決定次第速やかに公表</p>



### ◎その他の資金繰り支援

## 資金繰り 支援内容一覧

信用保証制度、融資制度の両面から、事業者の皆様の資金繰りを支援します。

**民間金融機関による信用保証付融資** ※保証枠とは、制度上の保証限度額のことです。

<p><b>セーフティネット保証4号・5号</b> 一般保証とは別枠(2.8億円)で保証。4号は全国47都道府県を対象地域に100%保証、5号は影響を受けている業種を対象に80%保証。</p>	<p><b>危機関連保証</b> セーフティネット保証とは、さらに別枠(2.8億円)で、全国・全業種※を対象に100%保証。 ※一部保証対象外の業種があります。</p>
--	--

一般保証枠 (2.8億円)
+
SN保証枠 (2.8億円)
+
危機関連保証枠 (2.8億円)

**信用保証付融資における保証料・利子減免**  
セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証を利用して、一定の要件で制度融資を活用した事業者の保証料を減免し、かつ実質無利子化。

**政府系金融機関による融資**

融資による支援では、大きく分けて3段階の支援を実施。

金利引き下げなし	金利▲0.9引下げ	実質無利子融資
<p><b>セーフティネット貸付</b> 基準金利</p> <p>【対象要件】 売上高等の要件はなし</p>	<p><b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> <b>新型コロナウイルス対策マル経融資</b> <b>危機対応融資</b></p> <p>【対象要件】 売上高▲5%以上減少 ※個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)については、柔軟に対応</p>	<p style="text-align: center;">+</p> <p><b>特別利子補給制度</b> 特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給</p> <p>【対象要件】 個人事業主(小規模)：要件なし 小規模(法人)：売上高▲15%減 中小企業：売上高▲20%減</p>

**【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】**

- **中小企業 金融・給付金相談窓口** 0570-783183  
※平日・土日祝日9時00分～17時00分
- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811 (フリーダイヤル)  
※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。
- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

## 日本政策金融公庫等による資金繰り支援 (実質無利子・無担保・既往債務借換)

中小企業庁・金融課  
03-3501-2876  
経済産業省政策局 産業資金課  
03-3501-1676

令和2年度補正予算案額 **1兆442.0億円** <うち財務省計上5,421.0億円>

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

● 令和元年度予備費により措置した、新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む)等の資金繰り支援を継続実施するため、出資金により日本政策金融公庫の財務基盤を強化します。

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

● 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫(危機対応融資)等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を実施します。

● また、新規融資とあわせて既往債務の借換を可能とし、借換部分についても当初3年間0.9%の金利引下げを行うことで、月々の利息負担及び返済負担軽減を図ります。

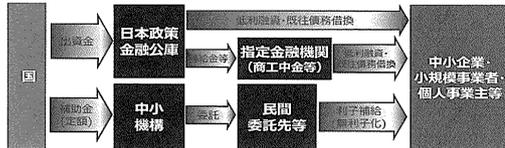
#### ②利子補給による実質無利子化

● 一定の要件を満たした事業者に対して、既往債務の借換部分を含め、借入後3年間の利子補給を実施することで、実質無利子化します。

#### 成果目標

● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者・個人事業主(事業性のあるフリーランスを含む)等の資金繰り円滑化。

#### 条件(対象者、対象行為、補助率等)



### 事業イメージ

#### ①日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫等による特別貸付

融資対象: 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年又は前々年比5%以上減少した方

※業歴3か月以上1年1ヶ月未満の場合等は、最近1か月の売上高が過去3か月(最近1か月を含む。)の売上高の平均額に比し5%以上減少していること等。

(※) 個人事業主(事業性のあるフリーランス含む、小規模に限る)は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用

※商工組合中央金庫は別途、危機対応業務として中堅向け貸付等も実施

貸付限度: 中小事業3億円(別枠)、国民事業6千万円(別枠)  
商工中金等(以下、危機対応)3億円

貸付利率: 当初3年間 基準利率▲0.9%、4年目以降基準利率  
中小事業・危機対応1.11%→0.21%、国民事業: 1.36%→0.46%

利下げ限度額: 中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円

※貸付限度額・利下げ限度額は新規融資と既往債務借換の合計

貸付期間: 設備資金20年以内、運転資金15年以内

据置期間: 5年以内 担保: 無担保

基準利率: 中小事業・危機対応1.11%、国民事業1.36%

※令和2年4月1日時点、貸付期間5年、借入力や担保の有無に関わらず一律

#### ②利子補給による実質無利子化

適用対象: 日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主(事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る)・・・要件無し
- ②小規模事業者(法人に限る)……………売上高▲15%
- ③中小企業者(上記①②を除く)……………売上高▲20%

補給上限: 中小事業・危機対応1億円、国民事業3千万円、当初3年間の利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額

小規模要件: 製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下  
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

10

## 小規模事業者経営改善資金の拡充(新型コロナウイルス対策マル経)

中小企業庁 小規模企業振興課  
03-3501-2036  
※計上所額は財務省

令和2年度補正予算案額 **29.0億円** (財務省計上)

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

● 小規模事業者経営改善資金融資(通称: マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度です。

● 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するため、新型コロナウイルス対策特枠として、以下の措置を実施します。

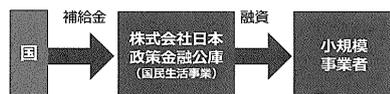
- ①貸付限度額について、別枠として1,000万円を措置
- ②貸付金利について、別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から▲0.9%引下げ
- ③据置期間について、設備資金を4年以内、運転資金を3年以内に延長

#### 条件(対象者、対象行為、補助率等)

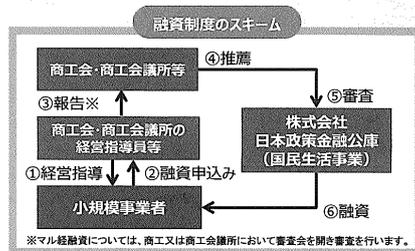
● 貸付対象者は、新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が5%以上減少した小規模事業者です。

#### 成果目標

● 本融資を通じて小規模事業者の経営改善の促進を目指します。



### 事業イメージ



#### 貸付条件

##### <新型コロナウイルス対策特枠>

- 貸付限度額: 別枠1,000万円
- 貸付金利: 0.31% (令和2年3月10日現在)  
※当初3年間、経営改善利率より▲0.9%引下げ
- 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間: 設備資金4年以内、運転資金3年以内
- 担保等: 担保・保証人は不要
- 経営指導: 原則6か月以上、商工会等の経営指導を受けること
- <本体枠>
- 貸付限度額: 2,000万円
- 貸付金利: 経営改善利率 1.21% (令和2年3月2日現在)
- 貸付期間: 設備資金10年以内、運転資金7年以内
- 据置期間: 設備資金2年以内、運転資金1年以内  
(担保等は新型コロナウイルス対策特枠と同じ)

11

・令和2年度補正予算案の事業概要(経産省PR資料)

[https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan\\_fy2020/hosei/pdf/hosei\\_yosan\\_pr.pdf](https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2020/hosei/pdf/hosei_yosan_pr.pdf)



## 資金繰り支援内容一覧表 (4/14時点)

※この資料は資金繰り支援に関する信用保証制度・融資制度の一覧形式でまとめたものです。ご自身が使えそうなメニューが分かりましたら、詳しい情報を支援策パンフレットでご確認ください。

条件	利用可能メニュー	概要	相談窓口
売上高5%以上減少なら	①セーフティネット5号 挿入738業種の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入債務の80%を信用保証協会が保証</li> <li>2.8億円(別枠。⑨と共有)</li> <li>要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象</li> </ul>	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
売上高10%以上減少なら	②新型コロナウイルス感染症特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠)</li> <li>設備20年、運転15年、うち据置5年以内</li> <li>国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有</li> </ul>	日本政策金融公庫 <small>(別種の事業の方は別種公庫へ)</small>
売上高15%以上減少なら	③商工中金等による「危機対応融資」	<ul style="list-style-type: none"> <li>3億円(別枠)</li> <li>設備20年、運転15年、うち据置5年以内</li> </ul>	商工組合中央金庫等
売上高20%以上減少なら	④新型コロナウイルス対策マル経融資(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1000万円(別枠)</li> <li>設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内</li> <li>国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有</li> </ul>	日本政策金融公庫 <small>(別種の事業の方は別種公庫へ)</small>
さらに、 売上高10%以上減少なら	⑤生活衛生関係営業(旅館、飲食、理美容店など)の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>6000万円(別枠)</li> <li>設備20年、運転15年、うち据置5年以内</li> <li>(運転資金は長期計画決定組合の組合員の方のみ)</li> <li>国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有</li> </ul>	日本政策金融公庫 <small>(別種の事業の方は別種公庫へ)</small>
さらに、 売上高15%以上減少なら	⑥新型コロナウイルス対策経済(拡充)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1000万円(別枠)</li> <li>設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内</li> <li>国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有</li> </ul>	日本政策金融公庫 <small>(別種の事業の方は別種公庫へ)</small>
さらに、 売上高20%以上減少なら	⑦衛生環境対策特別貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>1000万円(別枠)</li> <li>運転7年、うち据置2年以内</li> </ul>	お近くの民間金融機関 各信用保証協会
減少幅に関係なく	⑧危機関連保証 ⑨セーフティネット4号 ⑩セーフティネット貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>借入債務の100%を信用保証協会が保証</li> <li>2.8億円(別枠)</li> <li>保証料・金利ゼロの対象</li> <li>借入債務の100%を信用保証協会が保証</li> <li>2.8億円(別枠。①と共有)</li> <li>保証料・金利ゼロの対象</li> <li>中小事業7.2億円、国民事業0.48億円</li> <li>設備15年、運転8年、うち据置3年以内</li> </ul>	お近くの民間金融機関 各信用保証協会  日本政策金融公庫 <small>(別種の事業の方は別種公庫へ)</small>

★追加要件を満たせば  
実質無利子・無担保の対象  
利子補給対象上限  
(日本公庫等) 中小事業1億円、  
国民事業3,000万円  
(商工中金) 危機対応融資1億円

※沖縄県商工金融公庫で利用可能な支援内容は別途こちらをご覧ください。

### 売上高要件の考え方

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者必動)＞  
(1)～(3)のいずれかで比較。

＜創業1年1か月以上＞  
公庫(青棒)最近1か月の売上高、前年または前々年の同期比較。  
【信用保証協会(青棒)】最近1か月の売上高と、前年同月比 +  
その前2か月間(前込みを含む)3か月の売上高と前年同期比較



【公庫(青棒)】	【信用保証協会(青棒)】
(1) 最近1か月の売上高と前年10月からの12月の平均売上高比較	(1) 左記同様、
(2) 最近1か月の売上高と前年10月からの売上高比較	(2) 左記同様、その前2か月間(前込みを含む)3か月の売上高と前年10-12月の3ヶ月比較
(3) 最近1か月の売上高と前年10月からの12月の平均売上高比較	(3) 左記同様、その前2か月間(前込みを含む)3か月の売上高と前年10-12月の3ヶ月比較

この資料は、力トコナ株式会社運営するStartupListic株式会社INQが寄稿した記事を参考として作成しました。

◎緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku\\_shiryoku.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku_shiryoku.pdf)

◎新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者への支援パンフレット(随時更新)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

◎新型コロナウイルス感染症業種別支援策(製造業)

中小企業庁では、問合せの多い業種を中心に業種別に経営者が直面している課題に対して、利用できる各支援策を紹介したリーフレットを作成した。

業種によって使える支援策が大きく異なるわけではないが、①持続化給付金、②資金繰り支援、③雇用調整助成金、④税・社会保険料等の猶予/減免、⑤3補助金等について、経営者が現在直面している課題に対し対応できる支援策を紹介する形で掲載されている。

[https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/02\\_seizou\\_flyer.pdf](https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/02_seizou_flyer.pdf)

●雇用維持等に関して適切な配慮を要請

4月13日、経済産業省は新型コロナウイルス感染症による経済全般への甚大な影響を踏まえ、雇用維持等に関して適切な配慮を行うよう、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣と連名で関係団体に対して要請した。要請文では、雇用調整助成金の活用についても言及している。

○要請文

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200413005/20200413005-1.pdf>

●雇用調整助成金更に拡充

厚労省は今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大を行うこととした。

雇用調整助成金の更なる拡充について

別紙

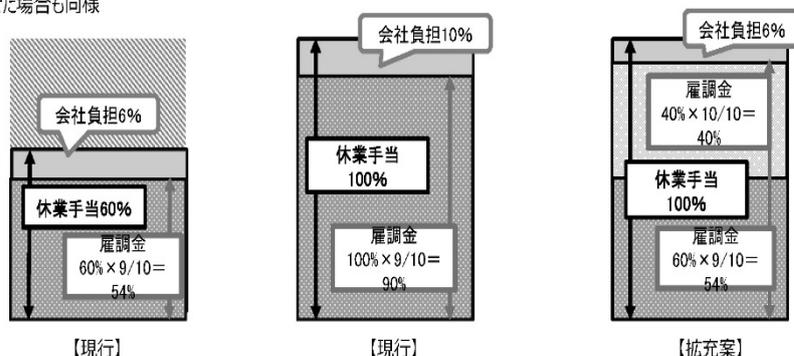
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止が図られる中で、経済活動に急激な影響が及ぶとともに、長期にわたる休業が求められており、労働者の雇用を維持し、その生活の安定を確保することが重要。
- このため、支払能力の乏しい企業においても、労働基準法上の基準(60%)を超える高率の休業手当が支払われ、また、休業等要請を受けた場合にも労働者の雇用の維持と生活の安定が図られるよう、以下の拡充を行う。



### 拡充1. 休業手当の支払率60%超の部分の助成率を特例的に10/10とする

中小企業が解雇等を行わず雇用を維持し、賃金の60%を超えて休業手当を支給する場合、60%を超える部分に係る助成率を特例的に10/10とする。

※ 教育訓練を行わせた場合も同様



### 拡充2. 1のうち一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする

休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合であって、下記の要件を満たす場合には、休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府県対策本部長が行う要請により、休業又は営業時間の短縮を求められた対象施設を運営する事業主であって、これに協力して休業等を行っていること
- 以下のいずれかに該当する手当を支払っていること
  - ① 労働者の休業に対して100%の休業手当を支払っていること
  - ② 上限額（8,330円）以上の休業手当を支払っていること（支払率60%以上である場合に限る）

※ 教育訓練を行わせた場合も同様

**適用日** 令和2年4月8日以降の休業等に遡及（4月8日以降の期間を含む支給単位期間に適用）

※ 対象労働者1人1日当たり8,330円が上限

なお、事業主の皆様にも安心していただけるよう政府としての方針を先行して表明したものです。申し訳ございませんが、本特例措置の詳細については、令和2年5月上旬頃を目途に発表しますので、お問い合わせは、もうしばらくお待ち下さい。

○ 感染拡大防止のため、4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置を実施する。

・ 特例措置拡充

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620879.pdf>

・ 雇用調整助成金概要動画

[https://www.youtube.com/watch?v=Llp\\_jfNjtPU](https://www.youtube.com/watch?v=Llp_jfNjtPU)

## ● 令和元年度補正予算「事業承継補助金」公募中

中小企業庁は、事業承継、事業再編・事業統合を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業者等に対して、その新たな取組に要する経費の一部を補助する。

・ 申請受付期間：2020年4月10日(金)～5月29日(金)

・ 申請対象者

○ 後継者承認支援型

下記1、2、3を満たす者

1. 2017年4月1日から、補助事業期間完了日（最長2020年12月31日）までの間に事業承継（代表者の交代）を行った又は行うこと。

2. 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者等であること。
  3. 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと。
- 事業再編・事業統合支援型
- 下記1、2、3を満たす者
1. 2017年4月1日から、補助事業期間完了日(最長2020年12月31日)までの間に事業再編・事業統合を行った又は行うこと。
  2. 取引関係や雇用によって地域に貢献する中小企業者等であること。
  3. 経営革新や事業転換などの新たな取組を行うこと。
- ※事業承継補助金無料オンラインセミナー(中小企業庁)
- [https://mirasapo-plus.go.jp/information/5450/?utm\\_source=202004301657&utm\\_medium=mm&utm\\_campaign=realtime](https://mirasapo-plus.go.jp/information/5450/?utm_source=202004301657&utm_medium=mm&utm_campaign=realtime)
- ※公募要領
- [https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/r1\\_application\\_guidelines.pdf](https://www.shokei-hojo.jp/docs/pdf/r1_application_guidelines.pdf)

## ●令和2年度「中小企業白書」「中小企業・小規模企業施策」

中小企業庁は、「令和元年度中小企業の動向」、及び「令和2年度中小企業施策」(中小企業白書)、並びに「令和元年度小規模企業の動向」、及び「令和2年度小規模企業施策」(小規模企業白書)を取り纏め、4月24日に閣議決定された。

2020年版白書では、中小企業・小規模事業者に期待される「役割・機能」や、それぞれが生み出す「価値」に着目し、経済的な付加価値の増大や、地域の安定・雇用維持に資する取組を調査・分析。また、新型コロナウイルス感染症の影響や、中小企業・小規模事業者における具体的な対応事例等についても掲載されている。

- 2020年版中小企業白書・小規模企業白書の概要
- <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200424002/20200424002-2.pdf>
- 中小企業白書・小規模企業白書の新型コロナウイルス感染症関連部分
- <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200424002/20200424002-3.pdf>

## 2020年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要

- 中小企業・小規模事業者に期待される「**役割・機能**」や、それぞれが生み出す「**価値**」に着目し、**経済的な付加価値の増大**や、**地域の安定・雇用維持**に資する取組を調査・分析。
- 経営者の参考になるデータや、**具体的な取組事例**を豊富に紹介。

### 総論部分：中小企業・小規模事業者の動向

- ① 企業の**新陳代謝**が進む一方で、**生産性の高い企業の廃業**も。
- ② 中小企業の**目指す姿**は多様であり、**期待される役割や機能を意識した支援**が重要に。



テーマ別分析：「価値」を生み出す中小企業・小規模事業者	
<b>1. 新たな価値を生み出す中小企業</b> ① 賃上げと利益拡大の両立を図るためには、 <u>付加価値の増大が不可欠</u> 。 ② 製品・サービスの差別化や新事業展開により、 <u>新たな価値を生み出すことが重要</u> 。 ③ <u>異業種企業や大学との連携、人材への投資が</u> 、中小企業の可能性を拡大。 ④ 製品・サービスの <u>優位性を顧客に伝える取組や、取引条件の見直し</u> が重要。	<b>2. 地域で価値を生み出す小規模事業者</b> ① <u>地域の生活やコミュニティを支える小規模事業者が、住民と地域との接点に</u> 。 ② 小規模事業者は、 <u>経営者自身を含む多様な人材の活躍の場を提供</u> 。
<b>3. 中小企業・小規模事業者と支援機関</b>	
① 経営者側： <u>外部支援を有効に活用し、経営改善のPDCAサイクルを回していくことが重要</u> 。 ② 支援機関側： <u>様々な支援機関が連携</u> することで、より効果的な支援が可能に。	

※新型コロナウイルス感染症の影響や、中小企業・小規模事業者における具体的な対応事例等についても掲載。

1

## ●第133回繊維通商問題委員会開催

4月8日(金)に予定されていた織産連の第133回繊維通商問題委員会は新型コロナウイルス感染拡大を受けて書面開催となった。(1)日本の繊維貿易の現況について(2020年1-2月期、2020年2月)、(2)各国とのEPA交渉状況について、(3)その他、夫々説明と意見交換が行われた。

### 1. 輸出入全般の動向

2020年1-2月期の繊維貿易

	円ベース		ドルベース	
	百万円	前年同期比(%)	百万ドル	前年同期比(%)
輸出	140,399	109.9	1,279	109.9
輸入	594,102	86.0	5,424	86.0

- ① 2020年2月単月に関しては、輸出は円ベースで81,221百万円(前年同月比114.4%)、輸入は円ベースで199,433百万円(前年同月比64.9%)。
- ② 2020年1-2月累計の繊維品別輸出入実績に関しては、輸出(円ベース)の前年同期比は繊維原料は149.7%、糸類(紡績糸・合繊糸)は106.4%で、うち綿糸は85.8%毛糸は100.6%、合繊糸は105.7%。織物は97.5%で、うち綿織物は90.4%、毛織物は68.9%、合繊織物は97.3%。二次製品は108.8%。輸入(円ベース)の前年同期比は、繊維原料は81.9%、糸類(紡績糸・合繊糸)は79.8%で、うち綿糸は80.6%、毛糸は54.3%、合繊糸は82.8%。織物は84.6%で、うち綿織物は75.2%、毛織物は71.0%合繊織物は86.7%。二次製品は86.3%。

### 2. 各国・地域別輸出入の動向

#### ①輸出(2020年1-2月累計)

I.2020年1-2月の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)向けは109.9%、欧州104.3%。

Ⅱ.アジアにおいては中国が98.8%。シェアは23.8(前年同期比-2.7ポイント)。アセアン主要国は前年同期比でインドネシアが128.5%、タイ100.4%、ミャンマー102.9、ベトナム100.4%と増加。カンボジア97.4%、マレーシア92.6%。ベトナムのシェアは10.7%(前年同期比-1.0ポイント)。アセアン全体では107.6%と増加しているが、シェアは24.3%(前年同期比-0.5ポイント)と減少。アセアン以外ではインド124.7%、パキスタン162.1%、バングラデシュが151.3%と伸びている。また、西アジア全体で135.0%、台湾は126.7%。

Ⅲ.米州は105.1%、シェアは10.6%で前年同月比-0.4ポイント。

③ 輸入(2020年1-2月累計)

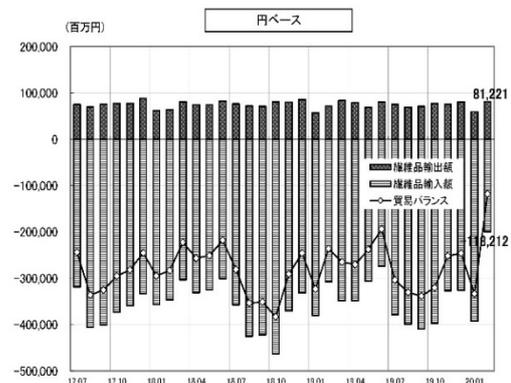
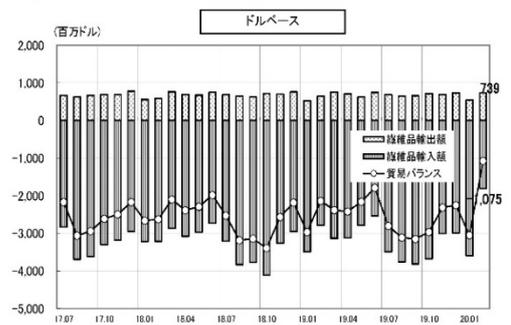
Ⅰ.2020年1-12月累計の前年同期比(円ベース)は、東南アジア(中国含む)が85.5%、米州92.5%、欧州93.4%。

Ⅱ.アジアでは中国が76.6%と大きく減少。シェアも48.2%(前年同期比-6.0ポイント)と大きく落ち込んでいる。

Ⅲ.アセアン全体では98.6%。主要国で前年同月比はベトナム100.1%、カンボジアが100.7%、マレーシア101.5%、ミャンマー115.8%。アセアンのシェアは32.5%(前年同期比+4.1ポイント)と大幅増。ベトナムのシェアは15.1%(前年同期比+2.1ポイント)。アセアン以外では香港が150.8%と大きく伸びたが、台湾93.8%、パキスタン96.1%と低調。

輸出入動向

年月	繊維品輸出額		繊維品輸入額		貿易バランス		為替レート 円/ドル
	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	百万ドル	百万円	
17.07	663.8	74,636	2,834.5	318,706	-2,170.7	-244,070	112.44
17.08	632.1	69,479	3,694.4	406,054	-3,062.3	-336,575	109.91
17.09	675.4	74,757	3,615.9	400,203	-2,940.4	-325,446	110.68
17.10	686.3	77,530	3,303.0	373,106	-2,616.6	-295,576	112.96
17.11	686.0	77,467	3,183.3	359,458	-2,497.3	-281,991	112.92
17.12	778.7	87,967	2,951.0	333,379	-2,172.3	-245,412	112.97
18.01	552.7	61,227	3,217.8	356,432	-2,665.1	-295,205	110.77
18.02	586.9	63,276	3,215.8	346,723	-2,628.9	-283,447	107.82
18.03	763.9	80,970	2,864.5	303,639	-2,100.6	-222,669	106.00
18.04	692.2	74,365	3,082.1	331,110	-2,389.9	-256,745	107.43
18.05	676.0	74,153	2,967.1	325,458	-2,291.1	-251,305	109.69
18.06	747.8	82,285	2,732.4	300,646	-1,984.6	-218,363	110.03
18.07	684.6	76,239	3,212.4	357,761	-2,527.8	-281,522	111.37
18.08	646.1	71,761	3,832.4	425,623	-3,186.2	-353,862	111.06
18.09	633.1	70,835	3,776.2	422,519	-3,143.1	-351,684	111.89
18.10	716.6	80,821	4,115.1	464,101	-3,398.5	-383,280	112.78
18.11	702.2	79,610	3,269.4	370,649	-2,567.2	-291,039	113.37
18.12	761.6	85,638	2,949.5	331,676	-2,188.0	-246,038	112.45
19.01	521.6	56,829	3,490.4	380,278	-2,968.8	-323,449	108.95
19.02	643.1	70,971	2,784.8	307,329	-2,141.7	-236,358	110.36
19.03	749.9	83,402	3,133.9	348,520	-2,383.9	-265,118	111.21
19.04	705.6	78,792	3,126.9	349,153	-2,421.3	-270,361	111.66
19.05	624.6	68,596	2,789.5	306,369	-2,164.9	-237,773	109.83
19.06	745.4	80,549	2,540.3	274,509	-1,794.9	-193,960	108.06
19.07	690.2	74,691	3,497.3	378,483	-2,807.2	-303,792	108.22
19.08	648.6	68,922	3,760.5	399,630	-3,111.9	-330,708	106.27
19.09	660.0	70,887	3,813.9	409,654	-3,153.9	-338,767	107.41
19.10	713.6	77,150	3,679.2	397,799	-2,965.7	-320,649	108.12
19.11	689.4	75,046	3,005.3	327,159	-2,315.9	-252,113	108.66
19.12	734.1	80,145	2,967.2	326,144	-2,233.1	-245,999	109.18
20.01	541.2	59,178	3,594.3	393,002	-3,053.1	-333,824	109.34
20.02	738.6	81,221	1,813.7	199,433	-1,075.0	-118,212	109.96
20.01-02	1,279.9	140,399	5,423.2	594,102	-4,143.4	-453,703	
前年同期額	1,164.7	127,800	6,275.2	687,607	-5,110.5	-559,807	
前年同期比	115.2%	12.59%	-85.1%	-93.50%	967	106.10%	
	109.9%	109.9%	86.4%	86.4%	81.1%	81.0%	





繊維品輸出総括表2月実績、1-2月対比

品目	単位	2019年1~2月			2020年1~2月			前年同期比(%)			2020年2月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	69,702	130,790	14,344	86,272	195,808	21,474	123.8	149.7	149.7	44,644	103,157	11,343	123.2	154.1	153.6
合繊短繊維	トン	21,960	90,780	9,954	21,740	89,915	9,859	99.0	99.0	99.0	10,326	44,116	4,851	89.4	98.4	98.0
セルロース短繊維	トン	4,817	20,446	2,244	19,419	84,085	9,223	403.1	411.3	411.0	11,004	47,299	5,201	396.5	404.0	402.6
糸類	トン	17,208	153,296	16,824	17,338	163,145	17,893	100.8	106.4	106.4	9,563	88,700	9,753	95.0	102.5	102.1
毛糸	トン	22	1,025	113	32	1,033	113	143.9	100.8	100.6	21	705	77	123.5	95.0	93.9
綿糸	トン	336	2,668	293	271	2,290	251	80.5	85.8	85.8	129	1,273	140	96.3	93.1	92.7
合繊糸	トン	14,183	109,149	11,977	14,175	115,422	12,660	99.9	105.7	105.7	7,916	63,992	7,037	95.6	106.3	105.9
セルロース繊維糸	トン	1,847	25,806	2,833	2,011	27,352	2,999	108.9	106.0	105.9	1,040	13,892	1,528	95.1	92.0	91.7
織物類	千㎡	114,922	332,876	36,533	106,672	324,856	35,636	92.8	97.6	97.5	60,237	186,848	20,546	91.8	99.0	98.7
綿織物	千㎡	14,123	54,285	5,959	12,660	49,117	5,388	89.6	90.5	90.4	7,365	28,545	3,139	85.3	86.2	85.9
絹織物	千㎡	727	6,380	700	653	6,364	698	89.8	99.7	99.8	378	3,672	404	103.6	113.6	113.2
毛織物	千㎡	1,537	14,830	1,626	1,006	10,217	1,121	65.4	68.9	68.9	578	5,954	655	73.9	78.4	78.1
合繊織物	千㎡	83,239	194,995	21,400	75,811	189,889	20,829	91.1	97.4	97.3	42,705	107,299	11,799	90.8	97.3	97.0
セルロース繊維織物	千㎡	6,653	30,909	3,393	5,525	26,316	2,887	83.0	85.1	85.1	3,143	15,100	1,660	78.7	84.3	84.0
二次製品	トン	30,607	547,728	60,099	28,974	596,066	65,397	94.7	108.8	108.8	16,202	359,939	39,579	96.4	119.6	119.2
衣類	トン	679	112,162	12,308	810	122,795	13,470	119.3	109.5	109.5	488	70,056	7,703	131.5	115.1	114.7
その他	トン	29,928	435,567	47,793	28,165	473,271	51,927	94.1	108.7	108.6	15,714	289,883	31,876	95.6	120.8	120.3
総計	トン	132,483	1,164,691	127,800	146,954	1,279,875	140,399	110.9	109.9	109.9	78,698	738,644	81,221	109.6	114.9	114.4

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,19200,7019,19900,7019,40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00-000)を含む。

繊維品輸入総括表2月実績、1-2月対比

品目	単位	2019年1~2月			2020年1~2月			前年同期比(%)			2020年2月			前年同月比(%)		
		数量	千ドル	百万円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円	数量	千ドル	百万円	数量	ドル	円
繊維原料	トン	48,290	115,607	12,672	44,900	94,714	10,382	93.0	81.9	81.9	20,998	41,203	4,531	96.1	76.0	75.7
まゆ・生糸	トン	56	3,191	350	52	2,788	305	93.9	87.4	87.3	9	470	52	39.1	33.2	33.3
羊毛等	トン	2,005	26,915	2,950	1,499	16,511	1,809	74.7	61.3	61.3	590	5,770	634	64.0	45.6	45.4
綿花	トン	15,752	24,610	2,697	13,965	20,491	2,247	88.7	83.3	83.3	6,623	9,900	1,089	94.4	90.1	89.8
合繊短繊維	トン	15,159	34,769	3,811	14,725	28,348	3,108	97.1	81.5	81.5	7,130	12,898	1,418	102.0	79.7	79.4
セルロース短繊維	トン	2,289	5,388	592	2,289	5,532	606	100.0	102.7	102.4	802	1,707	188	55.5	49.9	49.9
糸類	トン	47,532	202,016	22,132	41,871	161,265	17,672	88.1	79.8	79.8	17,405	63,021	6,930	82.9	72.6	72.3
毛糸	トン	1,074	25,027	2,742	672	13,602	1,490	62.6	54.3	54.3	237	4,927	542	52.3	45.3	45.2
綿糸	トン	150	7,704	844	143	7,676	840	95.4	99.6	99.6	24	1,396	154	36.9	44.1	44.0
綿糸	トン	8,587	37,453	4,101	7,819	30,163	3,306	91.1	80.5	80.6	3,342	12,520	1,377	98.6	87.8	87.5
合繊糸	トン	34,555	116,960	12,816	30,532	96,824	10,611	88.4	82.8	82.8	12,620	38,746	4,261	80.6	74.4	74.1
セルロース糸	トン	2,135	9,747	1,068	1,972	9,328	1,023	92.3	95.7	95.8	941	4,463	491	95.9	102.6	102.3
織物類	千㎡	163,358	226,355	24,802	141,356	191,575	20,995	86.5	84.6	84.6	55,790	77,255	8,495	77.2	77.3	77.0
綿織物	千㎡	39,886	42,140	4,617	31,553	31,686	3,472	79.1	75.2	75.2	11,294	11,619	1,278	66.2	63.4	63.2
絹織物	千㎡	684	5,763	631	484	4,930	540	73.0	85.5	85.7	139	1,604	176	79.9	87.0	86.7
毛織物	千㎡	2,742	23,759	2,602	1,714	16,853	1,847	62.5	70.9	71.0	582	7,057	776	54.1	73.9	73.6
合繊織物	千㎡	99,902	101,078	11,075	87,153	87,646	9,606	87.2	86.7	86.7	34,192	36,872	4,054	78.4	83.1	82.8
セルロース織物	千㎡	14,128	10,687	1,172	15,209	8,320	912	107.7	77.9	77.8	7,596	3,903	429	100.8	68.0	67.7
二次製品	トン	333,082	5,761,714	631,343	298,217	4,975,690	545,054	89.5	86.4	86.3	100,044	1,632,210	179,478	68.6	64.2	63.9
衣類	トン	178,288	4,804,286	526,450	155,953	4,143,470	453,888	87.5	86.2	86.2	50,256	1,356,711	149,184	63.6	63.7	63.4
その他	トン	154,794	957,427	104,893	142,264	832,221	91,166	91.9	86.9	86.9	49,789	275,499	30,294	74.6	66.8	66.6
総計	トン	482,651	6,305,692	690,949	415,727	5,423,245	594,102	89.9	86.0	86.0	151,059	1,813,688	199,433	74.1	65.1	64.9

(注) 1. 「繊維品」の範囲は統計分類1404.20,4015,4203,4303,4304,50~63(EX,5604),65,7019,12,7019,19090,7019,40~59である。  
2. 糸類には人造繊維の長繊維糸(小売用)(5406.00)を含む。

## ●日・RCEP経済連携協定について

4月20日から24日まで、東アジア地域包括的経済連携協定(RECP)の第29回首席交渉官会合が、新型コロナウイルス感染の影響でテレビ会議によって開催され、東南アジア諸国連合(ASEAN)構成国、オーストラリア、中国、日本、韓国、及びニュージーランドのRCEP参加15か国が出席した。この会合において首席交渉官会合共同声明が発出された。

○首席交渉官会合共同声明(仮訳)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200430007/20200430007-2.pdf>

## ●特許公開情報

2020年4月に公開された織物の製造方法に関する、特許公開情報です。

特許電子図書館 HP: <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

検索範囲: 4L048, D03D1/00~D03D27/00

[特許公開情報]

(2020年4月公開分)

<4月分>

項番	文献番号	出願人	発明の名称
1	特開 2020-050997	東レ(株)	ポリアミド芯鞘複合糸
2	特開 2020-051006	東レ(株)	織編物
3	特開 2020-051018	季 志成 (中国)	裏面テリ一織布帛表面生地
4	特開 2020-056952	ユニチカ(株)	シート、照明装置、膜天井
5	特開 2020-059960	(株) ミューファン 尾池工業(株)	布地及び該布地を用いた衣類
6	特開 2020-059964	サンコ テキスタイル イスレットメレリ サン ベ ティク エーエス (トルコ)	LEDが埋め込まれている布と物品、及びそれらの製造方法
7	特開 2020-063537	三菱ケミカル(株) (株) ニックス	芯鞘複合型マルチフィラメント
8	特開 2020-066823	萩原工業(株)	フラットヤーン織物
9	特開 2020-066827	旭化成(株)	ロール状長尺ガラスクロス、プリプレグ、及びプリント配線板
10	特許 6584627	季 志成 (中国)	裏面テリ一織布帛表面生地



**4月の行事**

4月 8日…………… 第133回通商問題委員会開催 《書面委員会》

4月13日…………… 綿スフ工連／綿工連／同交会監事会

**5月以降の行事**

5月13～14日………… JFW-Premium Textile Japan 2021S/S(東京国際フォーラム) 《中止》

5月19日…………… 綿スフ工連／綿工連通常総会、同交会理事会・評議員会

“ジャパン・コットン・マーク”は  
優れた国産綿素材製品の証明です

**JAPAN  
COTTON**



**Pure Cotton**

ピュア・コットン・マーク

**JAPAN  
COTTON**



**Cotton Blend**

コットン・ブレンド・マーク

国産綿素材の優れた品質をアピールして需要振興を  
図るため、国内で製造した綿素材の織物を使用した  
繊維製品に対してジャパン・コットン・マークの表示を  
推進しております。

